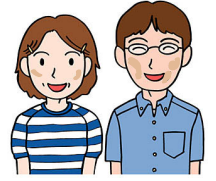


平成 30 年分の所得税から適用になります

配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し 「平成 30 年分 所得税の改正のあらまし」より一部抜粋

(1) 配偶者控除 (所法 83)

配偶者控除の控除額について、居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされ、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者控除の適用はできないこととされています (所法 83①)。



居住者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円超 950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円超 1,000 万円以下	13 万円	16 万円

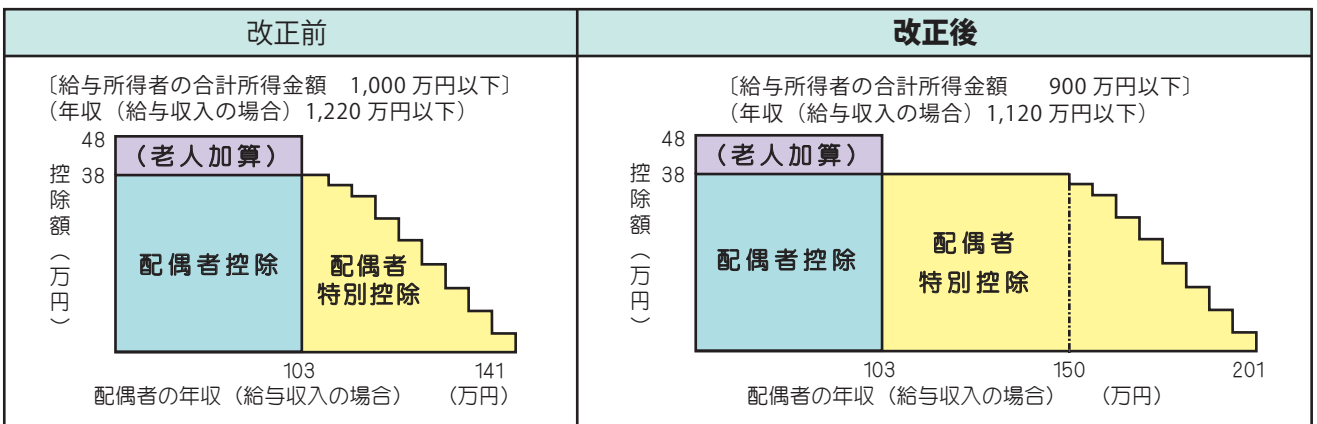
(2) 配偶者特別控除 (所法 83 の 2)

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額を 38 万円超 123 万円以下 (改正前：38 万円超 76 万円未満) とし、その控除額は、配偶者の合計所得金額及び居住者の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとされました。なお、改正前の制度と同様に、合計所得金額が 1,000 万円を超える居住者については、配偶者特別控除の適用はできないこととされています (所法 83 の 2①②)。

		居住者の合計所得		
		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額	38 万円超 85 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	85 万円超 90 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

≪配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額のイメージ≫

(「国税庁ホームページ」より抜粋)



詳しくは、税理士無料個別相談会をご利用ください。 ☎ 381-3101